資料4

代表会からの報告事項等について

令和７年度パブリック・コメント一覧表

No.	①件名	②担当課	③意見募集期間	④結果等公表	⑤実施（施行）	⑥対象地域	※QRコード	⑧地域分科会の意向		⑨取り扱いの決定		
										代表会	地域分科会	
								北	浜北		北	浜北
1	【改定】浜松市生涯学習推進大綱（案）	創造都市・文化振興課	10～11月	令和8年2月	令和8年4月	市全域	関連ページ	○	○		○	○
	⑦概要	浜松市生涯学習推進大綱（案）は、市民の生涯学習活動推進を目的として、本市の役割と基本的な方向性や考え方を示すもので、社会環境が大きく変化するなかで、市民の学習要求に沿った、より効果的な事業展開の指針となるよう改定を行います。 ※QRコードを読み取ることで現行の計画を閲覧できます。										
2	【新規】浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）	産業振興課	9～10月	11月	令和８年４月	都市機能誘導区域（浜松駅周辺）	関連ページ	―	◎	◎	―	―
	⑦概要	中心市街地の活性化を目的として、中心市街地の中長期的な将来像を目標として示すものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。										
3	【新規】浜松市防災都市づくり計画（案）	都市計画課	10月	令和８年２月	令和８年4月	都市計画区域	関連ページ	○	○		○	○
	⑦概要	様々な災害を対象とした「被害を予防・軽減する空間づくり」、「災害時に活動しやすく、対応できる空間づくり」、「円滑、速やか、かつ適切な復旧・復興」の実現のため、リスクに対する課題を整理し、基本的な方針や効果的な施策を示す浜松市防災都市づくり計画を策定するものです。 ※QRコードを読み取ることで関連ホームページを閲覧できます。										
4	【新規】浜松市土地利用方針（案）	都市計画課	10月	令和８年２月	令和８年３月	全市域	都市計画マスタープランHP	○	○		○	○
	⑦概要	都市計画マスタープランに示す土地利用の方針等の実現に向けた土地利用計画制度（用途地域などの都市計画に定める地域地区や開発許可制度）の運用方針を示すものです。 ※QRコードを読み取ることで都市計画マスタープランに係るホームページを閲覧できます。										
5	【改定】浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）	カーボンニュートラル推進課	11～12月	令和８年２～３月	令和８年４～５月	全市域	現行計画	○	◎		○	○
	⑦概要	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は浜松市域から排出される温室効果ガスを市民・事業者、市がそれぞれ求められる役割を果たしながら、相互に連携して削減するための計画です。 国計画の2035・2040年度目標値が発表されることから、本市計画の2035・2040年目標値を盛り込むため、改定します。 ※QRコードを読み取ることで現行の計画を閲覧できます。										

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

―：概要版資料配付
◎：代表会で説明
○：地域分科会で説明

資料5

20250529 浜名区地域分科会

浜名区区民生活課

マイナンバーカード電子証明書（暗証番号）の更新手続きについて

【マイナンバーカード電子証明書の有効期限】

マイナンバーカード電子証明書（暗証番号）の有効期限は発行日から５回目の誕生日までです。（カード自体の有効期限は 10 回目の誕生日（未成年は５回目）まで）

有効期限前に更新の手続きをお願いします。

・カード自体の有効期限はカードの券面に「直接」印字

・電子証明書の有効期限は、カード自体の有効期限からマイナス５年です。

【電子証明書更新手続きの方法・窓口】

・事前に手続きに必要な書類がご自宅に郵送されます。手続きは有効期限の３か月未満になった日から可能です。（裏面に郵送される書類を添付しています。）

・**電子証明書更新手続きは、市内すべての区役所及び行政センター・支所並びに一部の市民サービスセンターの窓口で可能です。**

・手続きの所要時間は１人当たり 15 分程度ですが、**浜名区役所には来客者が集中し、受付までの待ち時間が長期化する傾向にありますので、近隣で更新手続き可能な市民サービスセンターを是非ご利用ください。**

（別添：電子証明書更新手続き窓口一覧）

・電子証明書の有効期限が切れていても更新手続きは可能です。

＊（参考）電子証明書の有効期限が切れた場合にできなくなること

・コンビニでの住民票等交付サービスの利用

・ｅ－Ｔａｘ等の電子申請

・マイナ保険証としての利用

（ただし、有効期限満了日の属する月の末日から３か月間は、医療機関・薬局で顔認証付きカードリーダーによる資格確認が可能です。）

【お問い合わせ先】浜名区役所区民生活課　℡０５３－５８５－１１１１

（参考）国から郵送される更新手続きの案内

電子証明書の更新手続

JD03

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。
有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使えなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行っていただくようお願いします。
電子証明書の更新にかかる手数料は、無料です。
※電子証明書のみの有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

同封物について

次の4点が封筒に封入されています。
更新方法は、本書をご覧ください。

本書

有効期限通知書

照会書兼回答書
※電子証明書の代理人申請に必要。

照会書兼回答書封入用封筒
※電子証明書の代理人申請に必要。

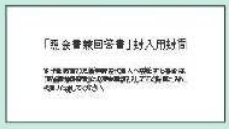

本人が更新手続をする場合

①右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ

②窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です
- ○署名用電子証明書・・・・・・・・・6～16桁の英数字
- ○利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字
- ○住民基本台帳用・・・4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。
※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。
※顔照証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、市区町村窓口でお申し出ください(★)。

③更新手続が完了

持ち物

マイナンバーカード

有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

顔写真は不要です

注 意 事 項

- 市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- 電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- 更新手続きは予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- 更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。
  また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

電子証明書更新手続き窓口一覧

◆区役所・行政センター

【受付時間】

・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土・日曜日、祝日、国民の休日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

・毎月第 2 日曜日に電子証明書の更新の日曜窓口を開設（完全予約制）

名称	電話番号	名称	電話番号
【中央区】		**【浜名区】**	
中央区役所　区民生活課	053-457-2128	浜名区役所　区民生活課	053-585-1111
東行政センター （証明・届出担当）	053-424-0153	北行政センター （証明・届出担当）	053-523-1116
西行政センター （証明・届出担当）	053-597-1115	**【天竜区】**	
南行政センター （証明・届出担当）	053-425-1346	天竜区役所　区民生活課	053-922-0019

◆区役所・行政センター以外の窓口一覧　＊下記 2 点に当てはまる方のみ手続き可能

・カード所有者本人が窓口に来庁できる

・カード所有者本人が日本国籍である

【受付時間】

・午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
（土・日曜日、祝日、国民の休日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

名称	電話番号	名称	電話番号
【中央区】		白脇協働センター	053-442-3441
駅前市民サービスセンター （遠鉄百貨店新館 9F）	053-458-2130	三方原協働センター	053-436-1105
高丘葵市民サービスセンター	053-420-2011	**【浜名区】**	
北部市民サービスセンター	053-437-5355	引佐支所	053-542-1111
高台協働センター	053-473-7033	三ヶ日支所	053-524-1111
曳馬協働センター	053-465-6799	新都田市民サービスセンター	053-428-9221
佐鳴台協働センター	053-447-4974	**【天竜区】**	
積志協働センター	053-434-0004	春野支所	053-983-0001
蒲協働センター	053-465-4404	佐久間支所	053-966-0002
舞阪支所	053-592-2111	水窪支所	053-982-0002
飯田市民サービスセンター	053-468-1233	龍山支所	053-966-2113

【積志協働センター】

住　　所：浜松市中央区積志町１８２５番地

電話番号：０５３－４３４－０００４

【新都田市民サービスセンター】

住　　所：浜松市浜名区新都田三丁目 13 番 1 号

電話番号：０５３－４２８－９２２１

資料6

令和７年５月 29 日

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯の休館について

浜名区まちづくり推進課

１．背景

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯は、浜名区四大地に平成 19 年４月１日に開館し、本年 19 年目を迎えた。

開館以降長期間経過したことによる施設、設備の経年劣化の修繕工事を実施するため、令和８年度一年間を休館とする。

2. 令和 8 年度に予定している主な工事

・浴室木部改修工事

・露天風呂デッキ修繕工事

・サウナ全体改修工事

・照明取替（LED 化）工事

・給湯設備改修工事

3. 周知の方法

・広報はままつに掲載予定（令和７年９月）

・浜松市及び施設ホームページ・SNS に掲載予定

・施設内への掲示及び来場者への周知予定

・施設付近への案内看板の掲示予定

※浜松市浜北温泉施設あらたまの湯施設概要

所在地：浜松市浜名区四大地９番地の 921

建築年：平成１９年４月

主な施設：内風呂　露店風呂　貸切風呂　リラクゼーション　食堂　売店コーナー
足湯　物産店